4　第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

5　第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第百六条から第百十条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送（第一項の規定の適用を受ける放送を除く。）については、適用しない。

第五十三条の九から第五十三条の九の三までを削る。

第五十三条の八の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（資料の提出）」を付し、同条中「放送事業者」の下に「、基幹放送局提供事業者」を加え、同条を第百七十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（業務の停止）

第百七十四条　総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

第五章を第十章とする。

第五十三条の七第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三条の二」を「第百六十八条」に改め、同項第三号中「第五十三条第二項第二号」を「第百六十七条第二項第二号」に改め、第四章中同条を第百七十三条とする。

第五十三条の六中「第五十三条の二」を「第百六十八条」に改め、同条を第百七十二条とする。

第五十三条の五第一項中「第五十三条第一項」を「第百六十七条第一項」に改め、同条を第百七十一条とする。

第五十三条の四第五項中「一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百七十条とする。

第五十三条の三第二項中「放送事業者（受託放送事業者を除く。）」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百六十九条とし、第五十三条の二を第百六十八条とする。

第五十三条第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三条の七第一項」を「第百七十三条第一項」に改め、同条を第百六十七条とする。

第四章を第九章とする。

第五十二条の三十七第一項第一号を次のように改める。

一　第百五十九条第二項第五号イからヌまで（ヘを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第四号中「第五十二条の三十第二項各号」を「第百五十九条第二項各号」に改め、第三章の四中同条を第百六十六条とする。

第五十二条の三十六第二項中「第五十二条の三十第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条を第百六十五条とする。

第五十二条の三十五第二項中「第二条の二第二項各号」を「第九十一条第二項各号」に改め、同条を第百六十四条とする。

第五十二条の三十四中「特定地上系一般放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。）は、国内放送」を「子会社地上基幹放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。）は、国内基幹放送」に改め、同条を第百六十三条とする。

第五十二条の三十三を削る。

第五十二条の三十二第一項中「第五十二条の三十第二項第五号イ⑴」を「第百五十九条第二項第五号イ⑴」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第百十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第百五十二条第一項」と、「（欠格事由」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百六十一条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「第九十三条第一項第六号ホ⑴」とあるのは「第百五十九条第二項第五号ロ⑴」と、「同号ホ⑵」とあるのは「同号ロ⑵」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ⑴及び⑵」とあるのは「同号ロ⑴及び⑵」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第五十二条の三十二を第百六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第百六十二条　総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

2　総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

3　総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

4　総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

第五十二条の三十一第一号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百六十条とする。

第五十二条の三十一第一項を次のように改める。

二以上の基幹放送事業者（当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六条第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

第五十二条の三十第二項第二号及び第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第五号中「リまで」を「ヌまで」に改め、同号ハ中「、電波法又は電気通信役務利用放送法」を「又は電波法」に改め、同号ニ中「第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項（第六号を除く。）」を「第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）」に改め、同号リ⑵中「チまで」を「リまで」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第五十二条の三十七第一項」を「第百六十六条第一項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の三十第三項第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百五十九条とする。

第五十二条の二十九第一項中「第五十二条の三十五」を「第百六十四条第一項」に改め、同条を第百五十八条とする。